私たちは、福島原発事故を起こした原子炉の製造者である
GE、東芝、日立を訴えています

原発メーカー訴訟
第１回口頭弁論が８月２８日（金）に！
裁判の傍聴に来てください！

いよいよ原発メーカー訴訟第１回口頭弁論が開かれます。最初の口頭弁論は最も重要です。社会的な関心の高さを示すことが必要な裁判ですので、ぜひ友人、知人の方々を誘って傍聴してください。

◎　**口頭弁論**　**日時：**　**８月２８日（金）１０時～　（抽選券配布は９時～９時半）**
　　場所：　**東京地裁第１０１号法廷　（地下鉄東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅A１出口から徒歩１分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門」駅５番出口から徒歩約３分）**
◎　**報告集会**　**日時：**　**同日１２時３０分～**
　　場所：　**衆議院第二議員会館１階多目的会議室**

==========

原発メーカー訴訟とは……

原発メーカー訴訟は、事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の原子炉の製造者であるGE、東芝、日立を被告として、原発事故の責任を問う裁判です。

２０１１年３月１１日の東日本大震災を端緒とする、世界史上最悪の原発事故は、いまだに収束の見通しも立っていません。被災者への賠償、何世代にもわたる深刻な健康被害、放射能で汚染された環境……。原発メーカーはこれらの責任のすべてから免責され、事故の当事者であることの反省もなく、トルコ、ベトナム、インドへの原発輸出を計画しています。

この原発体制の根幹となっている責任集中制度に挑み、個人には原子力の恐怖から免れて生きる権利（ノー・ニュークス権）があることを主張するのがこの訴訟です。

==========

＊　第３回までの口頭弁論期日は以下のように決まっています。
第２回：　２０１５年１０月２８日（水）午前１０時　（１０３号法廷）
第３回：　２０１６年　１月２７日（水）午前１０時　（１０３号法廷）

ホームページをごらん下さい
http://nonukesrights.holy.jp（原発メーカー訴訟原告団・弁護団公式サイト）

福島第一原発原子炉製造メーカー

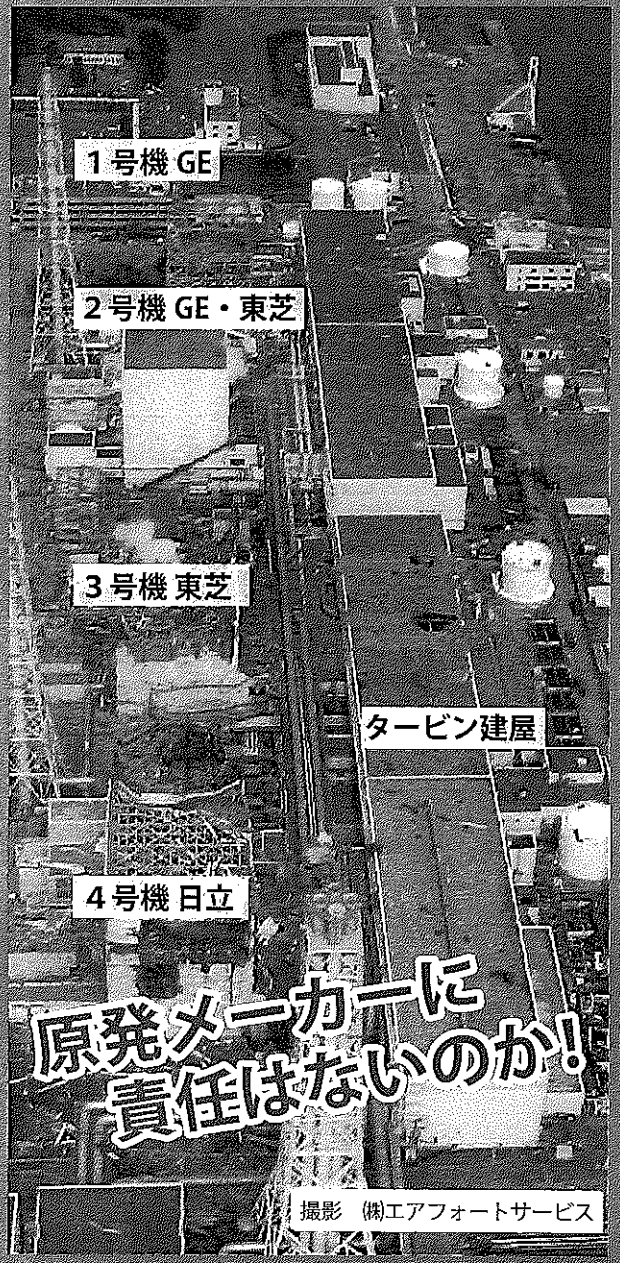

傍聴者が多いことは、この訴訟への社会的関心の高さを示すことになります。ぜひ、傍聴に来てください。

裁判（東京地方裁判所）

第1回口頭弁論期日
2015年8月28日(金)午前10時(101号法廷)
第2回口頭弁論期日
2015年10月28日(水)午前10時(103号法廷)
第3回口頭弁論期日
2016年1月27日(水)午前10時(103号法廷)

原発メーカー訴訟弁護団

共同代表
河合　弘之（第二東京弁護士会）
島　昭宏（東京弁護士会）

原発メーカー訴訟弁護団事務局
アーライツ法律事務所 内
〒104－0045　東京都中央区築地3－9－10 築地ビル3階

裁判を勝利に導くためには、たくさんの証人が必要です。時には海外からも招聘しなければなりません。この裁判の行方をご注目いただくとともに、カンパでのご支援もどうぞよろしくお願い申し上げます。

＊下記口座にて随時受け付けています。
◎【郵便振替口座」(振替用紙での振込)
・口座番号：00260－7－55152
・加入者名：原発メーカー訴訟原告団

◎ゆうちょ銀行口座から送金する場合
・口座：　記号10020 番号35671291
・なまえ：ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン

◎他金融機関から送金する場合
・ゆうちょ銀行　・店名：〇〇八（読み　ゼロゼロハチ）
・店番：008　　・預金種目：普通預金　・口座番号：3567129
・加入者名：原発メーカー訴訟原告団

Twitter：https://twitter.com/nonukesrights/
Facebook：https://facebook.com/nonukesrights/
URL：http://nonukesrights.holy.jp/
eMail：bengodan@nonukesrights.holy.jp

表紙写真：東京電力福島第一原子力発電所4号機建屋（2011年4月30日）

NO NUKES RIGHTS

原発メーカー訴訟

原発メーカーに原発事故の責任はないのか！

私たちは、福島原発事故を起こした原子炉の製造者である GE、東芝、日立を訴えています。

どんな訴訟？

原発メーカー訴訟は、福島第一原発の原子炉を造ったメーカーである GE、東芝、日立を被告として、原発事故の責任を問う裁判です。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を端緒とする福島第一原発における史上最悪の原発事故、そして未だに収束の見通しさえ立たない甚大なる被害。その被害の発生原因が、原子炉の欠陥にあるとすれば、その製造者である原発メーカーが責任を負うべきは当然のことです。

ところが「原子力損害賠償法（原賠法）」が電力会社のみに責任を集中させる制度を採用しているため、原発メーカーは賠償責任が免責されているのです。原発メーカーはどんな過酷事故があっても賠償責任を問われることなく、原発を世界に拡散できる仕組みになっているのです。その仕組みこそが原発体制とは何かを物語っています。

この制度の不合理さを訴え、原発事故における原発メーカーの責任を追及しているのが本訴訟です。

提訴時の原告数

2014 年 1 月 30 日　第一次提訴　原告 1415 名
（国内 1058、海外 357）

2014 年 3 月 10 日　第二次提訴　原告 2713 名
（国内 387、海外 2326）

訴えのポイント①
責任集中制度

原発メーカーを免責する責任集中制度は、驚くべきことに、世界の国々で採用されています。法律や条約によって、世界中を覆う原子力損害賠償の原則となっているのです。

つまり、原発メーカーは、巨大な利益を約束された上、いかなる責任からも免れて原子炉の製造に専念することができる制度を用意されています。この責任集中制度が世界中に原子力発電所を増殖させる大きな要因となっているのです。

《責任集中制度における金の流れ》

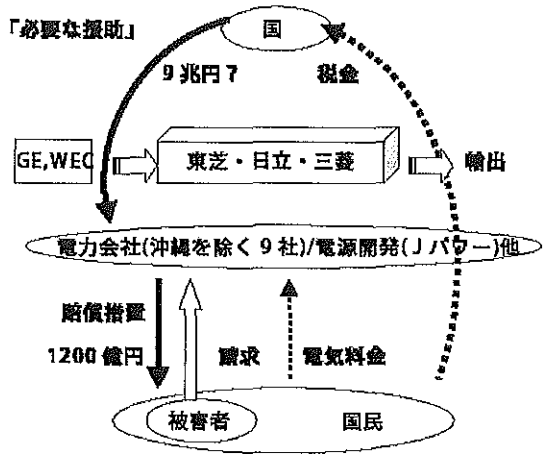

＊原発を設置した電力会社にだけ責任が負わされる。
原発メーカーは賠償金の支払いに一切関与しない。
被災者への賠償金は国税と電気代による国民の負担のみ。

訴えのポイント②
ノー・ニュークス権

原子力は人間を含むあらゆる生物の生命や生きる環境までも回復困難なまでに破壊し、世代を超えて影響を及ぼす、他に類を見ないほど危険性の高いものです。このような原子力の恐怖におびえながら生きることが強いられてよいはずはありません。

日本国憲法は平和的生存権（前文）、幸福追求権（13 条）、社会的生存権（25 条）等を保障していることから、個人には憲法上、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」という人権が保障されていると考えました。そして私たちは、この人権を「ノー・ニュークス権」と呼ぶことにしました。前述の責任集中制度は、原子力政策の推進体制を後押しする根拠となっており、ノー・ニュークス権＝原子力の恐怖から免れて生きる権利を侵害しているのです。

背景の写真は広島の原爆ドームです。福島第一原発事故によって放出された放射能は広島原爆の 168 個分（政府発表、セシウム 137 のみ）といわれます。原子力の「平和利用」の名のもとに推進されてきた原子力発電は、人命軽視による度重なる事故、そしてついには福島第一原発事故を引き起こし、原子力の惨禍を繰り返したのです。

＊詳しくはウェブサイトをご覧ください。
http://nonukesrights.holy.jp/
＊訴状は 500 円で販売しています。